

【平成29年第4回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成29年12月14日 健康福祉委員長 勝又 光江

○「議案第130号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*かわさき北部斎苑に増設する施設の概要及び完成後の利便性について

増設する施設の名称は管理棟であり、今年度の3月末に完成する予定である。

近年の傾向として、家族葬等の小規模葬儀のニーズが増加していることからも、小規模な式場及び休憩室を整備するものである。今後、既存棟及び駐車場の改修工事も予定されているため、それらの工事の完了により利便性の向上が図られるものと考えている。

*管理棟から火葬棟への遺体の移動方法について

ストレッチャーを使用して移動することを考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第131号 川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第145号 川崎市等々力老人いこいの家の指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第146号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*北部リハビリテーションセンターの指定管理予定者の代表者である社会福祉法人川崎市社会福祉事業団における過去の不祥事の概要について

当該法人が指定管理者として運営している柿生学園において、本年5月に平成28年度の決算審査をする際に会計責任者である事務職員が業者への支払金等を横領していたことが発覚した。本市へは、9月1日に健康福祉局に対し口頭にて報告されたため、文書での報告書の提出を求めたところ、当該法人からは、横領の正確な金額を把握してから報告を行いたいとの意向が示され、また、健康福祉局もこの意向を認めていたが、報告書作成に時間を要したことから、再三の督促の結果、文書での報告書の提出は10月24日となったところである。

*9月1日の口頭報告に対する健康福祉局の認識について

9月1日の報告については口頭でなされたが、当該法人の常務理事からの報

告であったため、組織としての意思決定があった上での報告であると理解した。

* 当該法人との事件の公表に関する協議の経過及び市議会に対する報告について

9月1日に報告があった後、早急に公表することを求めたが、当該法人からは横領を行った職員への告発及び公表を行わない旨を決定したとの報告があった。この決定については、協定書等に公表についての基準等が記載されていないため、当該法人の判断で公表が見送られた経緯がある。今後は、公表等に関しては市の基準を遵守するといったこと等を記載した協定書を作成する必要があると考えている。

また、市議会への報告については、問合せがあった中では適切に報告し、指定管理予定者の選定に関する経過及び考え方については適切な対応を行ったと考えている。

* 当該法人の評議員会の活動内容及び本市との関わりについて

今年度の当該法人の評議員会は6月20日に開催され、今回の横領について、理事長から報告が行われたが評議員から特に意見はなかったことを議事録等で確認している。昨年度までは、当該法人の評議員として、障害保健福祉部長が充て職として就任していたため、内容等を把握することができていたが、今後については評議員会での議論について、報告書の提出を求めていく。

* 10月16日に開催された指定管理者選定評価委員会において当該法人の横領事件を報告しなかった理由について

10月16日時点では、正式な報告書が提出されておらず、横領に関する詳細について調査中であることであったため、選定評価委員会にて健康福祉局から報告は行わなかった。当該法人のプレゼンテーションの中でも特に報告はなかった経緯がある。

* 当該法人からの報告書提出前に指定管理者選定評価委員会を開催した理由及び開催することの妥当性について

選定評価委員会委員各々との日程調整及びその後の事務手続きを勘案し、10月16日に選定評価委員会を開催した経緯があるが、当該法人からの横領事件に関する報告後、報告内容を踏まえた採点内容の修正となったことから、横領事件の文書報告前での開催となつたことについては適切でなかったと考えている。

* 指定管理者選定評価委員会にて、当該法人を本議案の指定管理予定者として選定した日付について

選定評価委員会の開催後の10月24日に文書で当該法人から横領に関する報告書の提出があったため、委員長に報告の後、対応について協議した。協議の結果、委員全員の日程調整が困難であること等により、再度の委員会の開催を見送ることとし、各委員に事件の概要等報告書の内容について説明の上、持ち回りで評価結果の修正を行うこととなった。したがって、選定評価委員会にて当該法人を本議案の指定管理予定者に選定した日付は、各委員の評価結果の修正内容について委員全員に説明を行い、確認が取れた10月31日となる。

* 評価結果の修正を各委員に持ち回りで決定することが可能であるとの根拠について

て

事業者選定等に関する手続き要綱に特段記載はないが、委員長に報告の後、各委員に持ち回り、全員の了承が得られたため、評価結果の修正を行った。

* 委員への持ち回りで評価結果を修正し指定管理予定者を決定することの妥当性について

報告書の提出後に、再度、選定評価委員会を開催することも検討したが、委員長と相談を行った結果、各委員への持ち回りにより再度評価することとし、また、各委員に持ち回った際の摘録を作成したため、透明性は担保できているものと考えている。しかしながら、選定評価委員会の開催時期等については課題があったと認識しているため、今後適切な時期に設定する等、改善を図っていきたい。

* 指定管理者選定評価委員会における評価結果について

10月16日に行われた川崎市北部リハビリテーションセンターに関する当該法人を含む指定管理予定者への評価結果は合計で735点であったが、10月24日の報告書の提出を受け、再評価を行った結果、合計で723点となった。これは、評価基準の4「応募団体自身に関する事項」が68点から63点に5点減点、評価基準の5「応募団体の取組に関する事項」が46点から39点に7点減点したためである。

* 指定管理予定者の市長による決定について

当該法人の指定管理予定者の市長の決定に当たっては、選定評価委員会開催後の持ち回り評価の修正をした経過も含めて報告し、議案として提出することについて決裁を受けたものである。

* 今回の不祥事を踏まえた当該法人に対する今後の再発防止策について

今回、当該法人の会計処理の規定で定められている領収書等の添付といった基本的事項が遵守されていないことが発覚した。不祥事を受けて当該法人に対して実地調査を行った際には、会計処理が適切に行われていることを確認したが、人事異動等があった場合には会計処理責任者等に対し、適切な会計処理方法を教育し、徹底するよう指導した。

* 当該法人に対するコンプライアンスの指導について

当該法人は市の施設を指定管理者として数多く運営しているため、本市としては、市民から信頼を得られるようコンプライアンスの徹底を法人内部で行うよう強く指導していきたい。

* 今後、指定管理者が不祥事を起こした場合の対応について

今回の横領の件について、当該法人が公表するか否かについて、法人側と行政側でのコンプライアンスに対する意識の違いがあったものと考える。今後は、健康福祉局所管の指定管理を受託する全ての法人に対して、コンプライアンスに関して基準を定めることを求めていくよう指導していくとともに市の基準に照らし必要な対応を求めていく。

* 市の統一的な再発防止のための全庁的なマニュアル等の整備の考え方について

市全体としての対応を図る必要性があるため、今後、関係局と協議、調整を

行き適切な対応を図っていきたい。

* 当該法人の理事長の退任の意向に関する健康福祉局に対する正式な報告の有無について

理事長からは健康福祉局に対し、正式に退任の意向についての話はなかった。

* 当該法人の理事長の年間報酬額について

当該法人の理事長の年間報酬額は市の出資法人等ではないため、川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針の対象外であり、年間500万円を上回っている状況である。

* 北部リハビリテーションセンター内の百合丘日中活動センターにおける拠点区分間繰入れについて

拠点区分間繰入れについては、社会福祉法人に認められている会計上の処理であるが、総支出に占める割合が高い場合には、指定管理料の減額も考慮しなければならないと考えている。百合丘日中活動センターにおける平成28年度の総支出に対する拠点区分間繰入金支出の割合は、全国の平均的な障害者施設の収支差率と比較しても特段割合が高いとは考えていない。今後、法人の定期監査等も予定していることから適切な対応を図っていきたい。

《意見》

- * 指定管理を行う施設についての最終的な責任は市にあるため、指定管理者からの報告書等についての府内でのチェック体制の構築はもちろんのこと、現地に赴いての実地調査の強化を図ってほしい。
- * 提出された資料における北部リハビリテーションセンターに関する選定理由の中に情報公開の取組等を評価したとあるが、適切に情報公開を行っていたとは言い難く、指定管理予定者への指導及び教育を徹底してほしい。
- * 指定管理者への指導、監督を適切に行うとともに、指定管理者選定評価委員会の手続等に関しても適正に行ってほしい。
- * 指定管理料の算定に当たっては、施設の収支状況等の現状を的確に把握した上で適正に算定してほしい。
- * 北部リハビリテーションセンターの指定管理予定者の代表者である法人におけるコンプライアンス、社会福祉法人である当該法人に対する健康福祉局の管理・監督の在り方、また、指定管理者の選定に至る経過及び議会への選定過程の報告等に課題が散見され、今後、市と指定管理者が緊張感を持ち、公の施設を管理運営する体制の構築が必要と考えるため、本議案については、附帯決議を付して賛成するものである。
- * 当該法人に限らず、指定管理者が遵守すべき事項等について再度確認する必要があると考えるため、本議案については、附帯決議を付して賛成するものである。
- * 指定管理者制度の在り方、行政としての責任及び指定管理料の妥当性について、市民に対して明確にする必要があるため、本議案については、附帯決議を付して賛成するものである。
- * 全体的な指定管理者制度の在り方について改善する必要があるため、附帯決議を付して賛成するものである。

* 指定管理者制度が導入され年月が経ち、制度的な課題が明らかになってきたこと
もあるため、附帯決議を付して賛成するものである。

《議案第146号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第146号に対する附帯決議の審査結果》

全会一致附帯決議を付す